

3熊保第4623号
令和3年8月26日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

熊取町長 藤原 敏司
(公印省略)

2021年度自治体キャラバン行動
「新型コロナ禍のもとでの住民生活を支えるための要望書」の回答について

2021年7月8日付けで要望のありました項目について、下記のとおり回答いたします。
なお、現下の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、昨年度に引き続き懇談の実施については見合わせていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答】

本町においては、厳しい財政状況等を踏まえ、第3次行財政構造改革プランに基づき、新規採用者を定年退職者の概ね1/2以内とし、業務の性質、年齢構成にも留意し、将来的にも行政サービスの低下とならないよう配慮しながら、職員数の確保に努めております。

また、従前より、各部署の業務量を見極め、正規職員を効果的・効率的に配置することで住民サービスの維持に努めており、今後も適正配置に努めてまいります。

なお、緊急時には、熊取町業務継続計画に基づき、優先的に実施する業務を特定し、業務の実施を確保することとしております。

2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化により、町民の生活及び雇用、個人事業主など様々な方へ多大な影響が及んでいると認識しております。

本町においては、コロナ禍以前から関係機関と連携しながら、各部署で開庁日以外の相談・窓口対応を実施しており、今後も、コロナに関わらず状況に応じて、柔軟に対応してまいります。

3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による本町の独自支援策につきましては、少しでも住民の生活を支援し、不安をやわらげるべく、国の対策に先駆けた本町の独自の「熊取町版緊急生活経済支援」を2回にわたり矢継ぎ早に取り組んだところであり、未だ収束の見えない中、令和3年度におきましても第3弾の取組として、地域振興券事業や副食費・給食費の無償化事業などの支援策を実施しているところです。

ご要望の町独自の現金支給につきましては、これまでも、特別定額給付金の対象外であった妊産婦への給付をはじめ、小学校1年生から高校3年生に相当する年齢までの児童生徒等の保護者への給付や、低所得のひとり親世帯などへの臨時特別交付金の給付のほか、国や大阪府の支援金の対象外となった制度の狭間の困窮事業者への給付や保育所等従事者への応援給付などに取り組んだところであり、先述のとおり、今年度においては、全住民を対象とした地域振興券一人当たり3千円分の配布及びひとり親家庭に対する一律1万円分の追加配布を実施しているところです。

今後におきましても、引き続き、国の支援メニューや大阪府の独自支援策の動向を注視しながら、それらの取組との重複を避けつつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町において真に厳しい状況に置かれた住民の皆様への支援策について、総合的に検討してまいります。

4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【回答】

今後における新型コロナウイルス感染症の影響を見据えながら、適切に判断していきたいと考えています。

5. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査の実施など、必要なところにいち早くPCR検査ができるようにしてください。

【回答】

地域医療構想の見直しについては、今後とも国・大阪府の動向を注視してまいります。

また、PCR検査体制については、大阪府では高齢者施設や障がい者施設等で陽性者が発生した高齢者施設等への全数検査及びフォローアップ検査や高齢者施設等における集中的な定期検査を希望する施設に対し2週間に1回実施しています。さらに、少しでも症状のある対象者がスマホ等から検査申込みできる高齢者施設等「スマホ検査センター」では、令和3年4月から対象者が拡大され高齢者・障がい者施設、救護所に加え訪問サービス事業所や保育所、幼稚園、認定こども園等、全ての福祉施設等の職員が対象となり、検査を申し込める体制が構築されています。

一方で、本町においては、令和2年12月より関西医療大学と連携協定を締結し、まん延時に迅速に行政検査の結果を出せる体制の構築と、町内事業所等のクラスター対策として、感染者が発生した際の行政検査の対象外となる方への検査を受けることができる体制を構築したPCR検査「熊取モデル」を活用し、迅速に検査結果が出せるよう住民の不安の軽減に努めているところです。

6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うように大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【回答】

国及び府への要望については、市町村との連携体制を図り令和2年度には、感染予防資材の支援や医療体制の充実、検査体制の拡充について要望し、令和3年度については、ワクチン接種の体制確保に関する要望について行ったところです。

7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

【回答】

本町においては、令和3年4月から高齢者入所施設への優先接種を開始しワクチンロス対応として施設従事者への接種を行いました。令和3年5月からは高齢者への優先接種の本格実施を行い、以降の優先接種については、高齢者入所施設、居宅サービス事業所、障がい者（児）支援施設、保育関係の従事者等へ6月下旬から優先順位を決定し希望者に対し進めました。

8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

【回答】

医療費助成制度については、将来にわたり持続可能な制度として継続するため、拡充については、財源確保も含めて慎重に検討を行う必要があります。

そのため、現時点では拡充を予定しておりませんが、国、府及び府内市町村の動向を注視しながら、調査研究を行ってまいります。

なお、ひとり親家庭医療費助成対象者であっても、子ども医療費対象児童（15歳到達年度末）の入院時食事療養費については、既に無償としております。

9. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【回答】

本町では、熊取町エコプロジェクトに基づき、令和2年10月から食品ロス削減施策の一つとしてフードドライブに向けた役場等への食品回収窓口の常設を実施しております。回収してきた食品については、子ども食堂を支援する会が住民提案協同事業を活用して実施している「こどもレストラン」やフードバンクOSAKA等へ寄付をしております。

今後、回収した食品の寄付先については、町内の生活困窮者等へ公平に行き渡るよう直接関わりのある社会福祉協議会との連携体制を検討しているところです。

10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。

保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【回答】

本町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町立小中学校児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、令和2年度から令和3年度9月までに限り、町立小中学校児童・生徒の給食費の無償化を実施しております。

保育所等の副食費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「熊取町版緊急生活・経済支援」の第3弾として、0歳児から5歳児を対象に、令和2年度に引き続き、令和3年9月分までを、月額4,500円（副食費相当分）を上限に無償化しております。

11. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。

国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大してください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体としては国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回答】

令和3年度国民健康保険料率については、単身世帯（所得0円）の保険料を前年度並みに抑制するため、決算剰余金等を活用し、医療分の平等割額を標準保険料率から11.2%軽減する独自の軽減措置をおこなったものです。

また、傷病手当金の自営業者等への適用拡大やコロナ減免の拡充については、国の財政支援の対象外となるため、その財源を保険料に上乗せして確保しなければならず、他の被保険者の皆様にさらなるご負担を強いることになるため避けるべきものと考えます。

さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金や減免制度等については、6月の保険料額決定通知書の同封文書に制度概要を記述するとともに、町広報誌やホームページを通じて周知を図っております。

なお、申請は郵送等でもできるよう、様式はホームページでも入手可能です。

12. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。(※介護給付費準備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください) 介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯(国基準第1～第3段階)については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引き上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

【回答】

介護保険料については、第8期保険料改定にあたっては、保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金を活用し、第1号被保険者保険料基準額(月額)643円引き下げを行いました。また、本町の所得段階は16段階に細分化し、負担能力に応じたきめ細かな保険料負担となっています。

さらに、低所得者(非課税世帯)の方の保険料については、令和元年10月から消費税引き上げに伴いそれを財源として、国、府、市町村が公費を投入し、保険料の引き下げを行っています。

また、保険料の減免制度についても、町独自減免を実施しており、必要な人が利用できるよう広報周知に努めています。

13. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

生活保護を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

【回答】

現在、生活保護、住居確保給付金の申請受けは、大阪府岸和田子ども家庭センターが実施しております。

岸和田子ども家庭センターでは、生活保護、住居確保給付金ともに緊急性が高いため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に施し、個別に対応されております。

生活保護につきましては、まず電話にて受け付けを行い、家庭環境調査のため後日訪問のうえ、申請書を提出していただくなど、相談者の事情により個別の対応となっております。

住居確保給付金につきましては、郵送申請の対応も可能ですが、急がれる場合もあり、相談者のご意向に沿った形で申請受けをされております。

なお、生活保護における扶養照会については、丁寧な聴き取りにより、相談者のご意向を尊重するなど適正に対応されております。

以上のように、早期支給を第一に考え、相談者の利便性への配慮や適正な対応に努めていただいております。

14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障がい者事業所等の経営困難に対する赤字補填（減収補償）を国・大阪府に求めてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営困難になっている事業者等に対しては、すでに様々な国、大阪府などの給付金や助成金等の対応がされておりますが、今後も必要に応じて国や府へ要望していきたいと考えます。

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【回答】

「ステイホーム」が長引き、子育てに不安を抱えながら過ごされているご家庭に対しましては、子育て世代包括支援センター（すくすくステーション）を中心として、妊娠届や出生届の届出時、各種乳幼児健診などの様々な対面する機会での相談や、子育てアプリ「くまっ子ナビ」を活用した情報発信など、相談しやすい体制の充実に努めているところです。

また、児童虐待やDVに関して要保護・要支援児童等への対応につきましては、学校や保育所などの関係機関との連携協力のもと、対象児童等の定期的な状況把握と、必要に応じた電話、訪問、面接等を行いながら、対象家庭に丁寧に対応しているところです。

16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答】

町指定避難所における新型コロナウイルス感染症の予防策につきましては、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」や、大阪府の「避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）」などを踏まえ、関係機関・部署と連携のうえ各種対策を講じているところです。

具体的には、マスクや消毒液、非接触型体温計、フェイスシールドなどの衛生・防疫用品の備蓄の拡充はもちろん、段ボールベッドや避難所用テントなどを活用し、パーティション機能による感染防止の補完を行うとともに、これまで自主避難者も受け入れていた総合保健福祉センターを福祉避難所に限定し、要配慮者、陽性者（自宅療養又は入院調整中の方）、濃厚接触者及び発熱等感染症状のある方を収容するものとし、それ以外の方は一般の指定避難所に収容するものとしています。総合保健福祉センター内では陽性者等と他の避難者が接触することの無いようそれぞれの使用フロアを分けることを想定しております。また、一般の指定避難所に避難された方の中から発熱や咳などの症状を訴える方が出た場合には、速やか

に総合保健福祉センターに搬送します。

さらに、災害の規模や被災者の状況によっては、町内の大学と締結している「災害時における連携協力に関する協定」及び社会福祉法人等と締結している「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」に基づき、可能な限り多く避難スペースを確保するよう努めます。

このほか、地域住民による自主防災活動における感染症対策を支援し、地区避難所の円滑な開設・運営等につなげるため、昨年度に「自主防災組織防災備蓄費等補助金」及び「老人憩いの家等新型コロナウイルス感染症対策費補助金」を補正予算により創設し交付しております。